

令和 7 年 1 月 28 日

総務部職員課

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に  
関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、特定任期付職員の給与改定に係る規定整備を行う。

2 改正の概要

(1) 第 1 条による改正

ア 公民較差(14,860 円、3.80%)を解消するため、特定任期付職員給料表を改定する。（別表第 1 関係）

イ 特定任期付職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月引き上げる。（第 7 条関係）

(2) 第 2 条による改正

第 1 条の改正規定から期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.0125 月引き下げるにより、調整を行う。（第 7 条関係）

3 施行期日

(1) 第 1 条の改正規定

公布の日。ただし、(1)アについては、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

(2) 第 2 条の改正規定

令和 8 年 4 月 1 日

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第7条 特定任期付職員に対する江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条の2第1項及び第2項、第25条、第27条第2項、第27条の4第2項並びに第27条の7第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年10月江東区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、同条例第21条の2第1項及び第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第25条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、同条例第27条第2項ただし書中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の<u>107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の<u>100</u>」と、同条例第27条の4第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の<u>135</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては100分の<u>92.5</u>」と、同条例第27条の7第1項中「第11条の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第7条 特定任期付職員に対する江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条の2第1項及び第2項、第25条、第27条第2項、第27条の4第2項並びに第27条の7第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年10月江東区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、同条例第21条の2第1項及び第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第25条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、同条例第27条第2項ただし書中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の<u>110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の<u>102.5</u>」と、同条例第27条の4第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の<u>137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては100分の<u>95</u>」と、同条例第27条の7第1項中「第11条の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>
<p>第8条・第9条（略）</p> <p>別表第1（第6条関係）</p>	<p>第8条・第9条（略）</p> <p>別表第1（第6条関係）</p>

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 <u>3 9 2, 0 0 0</u>
2	<u>4 3 3, 0 0 0</u>
3	<u>4 8 3, 0 0 0</u>
4	<u>5 4 4, 0 0 0</u>
5	<u>6 1 4, 0 0 0</u>
6	<u>6 9 7, 0 0 0</u>
7	<u>7 8 9, 0 0 0</u>

別表第2 (略)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 <u>4 0 8, 0 0 0</u>
2	<u>4 5 1, 0 0 0</u>
3	<u>5 0 3, 0 0 0</u>
4	<u>5 6 6, 0 0 0</u>
5	<u>6 3 9, 0 0 0</u>
6	<u>7 2 5, 0 0 0</u>
7	<u>8 2 1, 0 0 0</u>

別表第2 (略)

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
【第2条（公布の日施行）】 第1条～第6条（略） (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)  第7条 特定任期付職員に対する江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条の2第1項及び第2項、第25条、第27条第2項、第27条の4第2項並びに第27条の7第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年10月江東区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、同条例第21条の2第1項及び第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第25条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、同条例第27条第2項ただし書中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の <u>110</u> 」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の <u>102.5</u> 」と、同条例第27条の4第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の <u>137.5</u> 」とあるのは「特定任期付職員にあっては100分の <u>95</u> 」と、同条例第27条の7第1項中「第11条の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。	【第2条（令和8年4月1日施行）】 第1条～第6条（略） (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)  第7条 特定任期付職員に対する江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条の2第1項及び第2項、第25条、第27条第2項、第27条の4第2項並びに第27条の7第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年10月江東区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、同条例第21条の2第1項及び第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第25条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、同条例第27条第2項ただし書中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の <u>100</u> 」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の <u>101.25</u> 」と、同条例第27条の4第2項中「第11条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の <u>136.25</u> 」とあるのは「特定任期付職員にあっては100分の <u>93.75</u> 」と、同条例第27条の7第1項中「第11条の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。
第8条・第9条（略）	第8条・第9条（略）
別表第1・別表第2（略）	別表第1・別表第2（略）

【江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年 月江東区条例第 号）附則】

現行	改正案
	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正後の江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年11月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正前の江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p>